

議員提出議案第22号

宝塚市議会議場国旗等掲揚条例の制定について

宝塚市議会議場国旗等掲揚条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年（2014年）11月12日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

（提出者）

宝塚市議会議員 山本敬子

同 伊藤順一

同 大川裕之

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議場国旗等掲揚条例

宝塚市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する。

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。

平成26年（2014年）11月12日

宝塚市議会議長

北山照昭様

（提出者）

宝塚市議会議員 山本敬子

同 伊藤順一

同 大川裕之

宝塚市議会議場国旗等掲揚条例の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

（提出の理由）

宝塚市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するため、本条例を制定する。